

令和4年三重県議会定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
所管事項説明資料

1	組織機構について	1
2	令和4年度当初予算について	2
3	消防・保安行政の推進について	8
4	防災ヘリコプターによる消防防災活動について	14
5	防災・減災対策の基本的な考え方について	16
6	地域防災力の強化について	19
7	災害対策活動体制の充実・強化について	23
8	迅速な対応に向けた防災情報の共有化について	28
9	危機管理の推進について	34
10	国民保護の推進について	36

《別冊》 事務事業概要

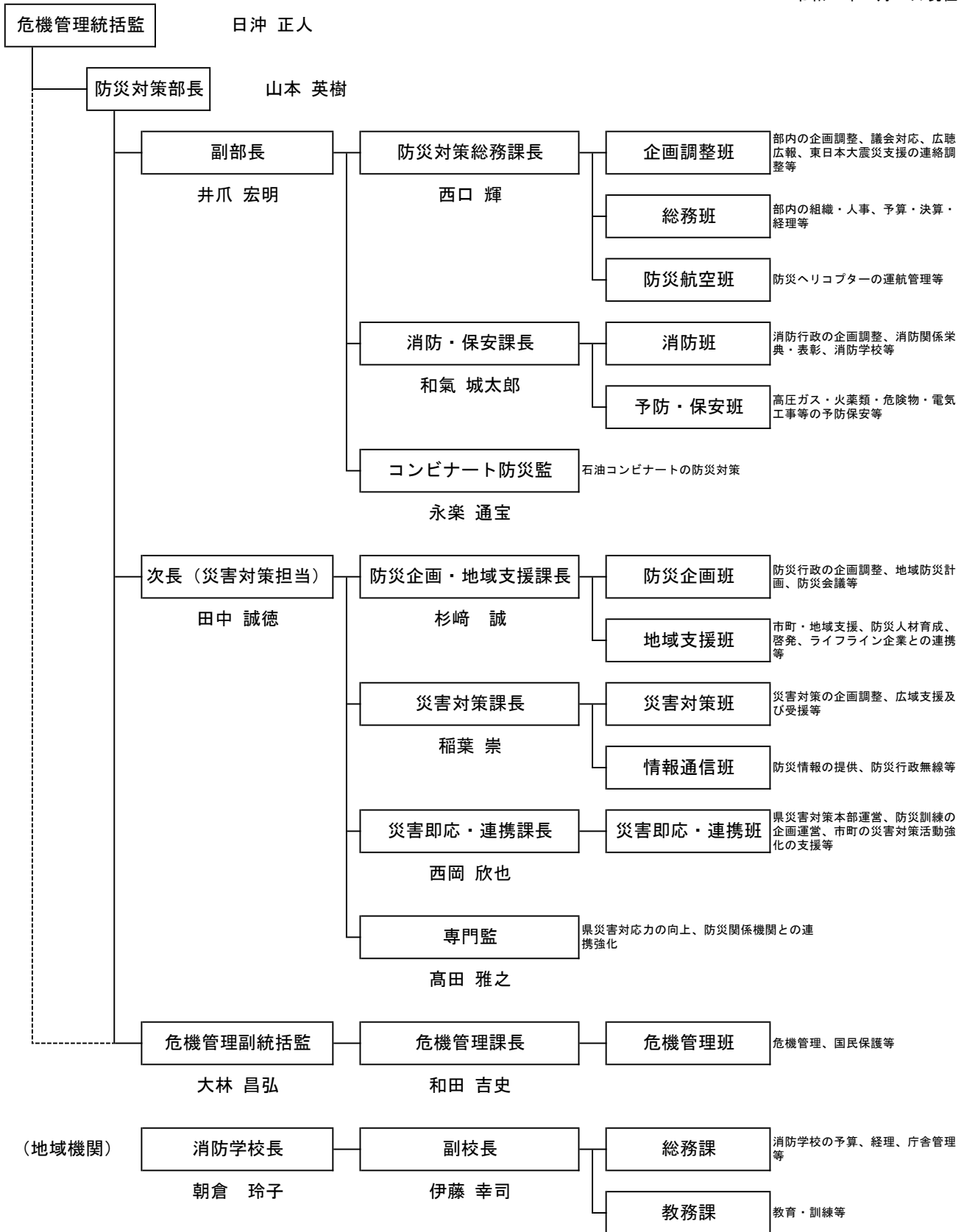
令和4年5月26日

防 災 対 策 部



# 1 組織機構について

令和4年4月1日現在



## 職員数

本庁	80 (14)
地域機関	14 ( 7)
合計	94 (21)

( ) は市町等からの派遣職員数で内数

## 2 令和4年度当初予算について

### (1) 全体の予算状況

(単位：千円、%)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	比較	
			増減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
防災対策部 (全体)	2,734,069	3,310,155	576,086	21.1
(内訳) 企画費	1,004	994	△ 10	△ 1.0
防災費	2,733,065	3,309,161	576,096	21.1

### (2) 予算の内訳

(単位：千円、%)

		令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	比較	
				増減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
企画費	危機管理推進事業費	1,004	994	△ 10	△ 1.0
防災費	給与費	574,495	588,967	14,472	2.5
	防災総務費	11,857	22,243	10,386	87.6
	防災対策費	159,074	228,284	69,210	43.5
	地震対策費	149,603	157,975	8,372	5.6
	防災行政無線管理費	178,569	184,038	5,469	3.1
	防災行政無線整備事業費	1,054,418	1,299,012	244,594	23.2
	防災ヘリコプター運航管理費	360,236	497,776	137,540	38.2
	国民保護費	761	1,239	478	62.8
	消防指導費	204,054	292,642	88,588	43.4
	銃砲火薬ガス等取締費	20,070	20,818	748	3.7
	災害救助費	19,928	16,167	△ 3,761	△ 18.9
合計		2,734,069	3,310,155	576,086	21.1



# 令和4年度当初予算のポイント・主要事業

## 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

南海トラフ地震はおおむね100～150年間隔で発生しており、前回の地震発生から80年近くが経過した現在、次の地震発生の切迫性が年々高まりつつあります。また、気候変動による地球温暖化等の影響により風水害が激甚化・頻発化しており、県内においても記録的短時間大雨情報（120mm/h）が2019年以降毎年観測されるなど、「いつ」「どこで」風水害が発生してもおかしくない状況です。

令和4年度は、こうした大規模な災害がいつ発生しても迅速かつ的確に対応することができるよう、組織体制を強化し、①情報収集力の強化、②分析・対策力の強化、③知見や教訓の災害対応への活用、④市町の災害対策活動強化の支援に取り組むとともに、災害対策本部オペレーション機能の強化に向けた調査を行い、災害即応力のより一層の強化に取り組みます。

また、人口減少や高齢化・過疎化の進行により、地域防災力の低下や災害時の避難行動に支援を要する人の増加が想定されることから、地域の防災活動への若い世代の参画を進めるとともに、体験型の防災啓発などにより県民の防災意識を醸成することで、地域防災力の向上に取り組めます。

さらに、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっており、消防学校の教育訓練にDXを活用することで、知識・技術をより効果的、効率的に習得できる環境を整え教育効果を向上させることで、災害発生等の緊急時に重要な消防職団員等の消防力のさらなる強化を図ります。

## 2 主な重点項目

### (1) 災害等に対する即応力の強化

①(一部新)災害即応力強化推進事業 予算額 41,875千円  
[災害対策課(224-2189)]

いつ大規模災害が発生しても迅速かつ的確に対応することができるよう、組織体制の強化や実践的な大規模防災訓練の実施等、訓練の充実を図るとともに、情報収集、分析・対策立案をより効果的に実施するための機器整備等を行い、災害に対する即応力の一層の強化を図ります。また、市町や国、防災関係機関等と連携した災害対応が迅速に実施できるよう、災害対策活動のオペレーション機能の強化に向けた調査等を実施します。

### (2) 地域防災力の向上

①(新)持続可能な社会づくりに向けた若年層の防災意識の向上事業 予算額 8,273千円  
(「みえ防災・減災センター」事業の一部)  
[防災企画・地域支援課(224-2185)]

若年層の防災意識の向上を図るため、地域の防災活動に主体的に取り組む「みえ学生防災啓発サポーター」として県内の学生等を育成するとともに、サポーターが自らの活動を情報発信することにより、地域の防災活動への若者の参画を促進します。

②地域防災力向上支援事業

予算額 50,685千円

[防災企画・地域支援課(224-2185)]

地震の揺れを体験できる防災啓発車の更新を行い、より機動的に防災啓発を実施するとともに、地区防災計画の作成促進や自主防災組織の活動支援などにより、地域防災力の向上を進めます。

(3) 消防力の充実・強化

①(一部新)消防職団員教育訓練費

予算額 16,705千円

[消防学校(059-374-1821)]

消防学校において、県内消防防災体制の充実・強化を図るため、消防職団員等に対し各種教育訓練を実施し、知識・技術の習得を図ります。また、映像やデータなどデジタル教材を活用したより高度な座学や実技等の教育訓練を実施します。

# 災害等に対する即応力の強化

災害対策課

059-224-2189

いつ大規模災害等が発生しても迅速かつ的確に対応することができるよう、組織体制を強化し、(1)情報収集力の強化、(2)分析・対策力の強化、(3)知見や教訓の災害対応への活用、(4)市町の災害対策活動強化の支援に取り組むとともに、災害対策本部オペレーション機能の強化に向けた調査を行い、災害即応力のより一層の強化に取り組めます。



## 1 (一部新) 災害即応力強化推進事業

予算額 41,875千円

近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震、激甚化・頻発化している風水害。明日にでも県内で大規模災害が発生してもおかしくない状況。大規模災害発生時には特に初動対応が成否を分けることから、**災害即応力のより一層の強化**が必要！

### 取組の強化

#### <情報収集力の強化>

発災直後から被害状況を画像データでリアルタイムに収集し、的確な初動対応を実施

- ◆新たにドローンを導入し現場を俯瞰する視点から確認することで災害の規模や状況を早期に把握
- ◆市町等に派遣する緊急派遣チームの通信手段を強化し、現場からのタイムリーな情報を収集

#### <分析・対策力の強化>

デジタル技術を活用し、災害対応を担う全ての職員が必要な対策を漏れなく行えるようにし、**的確な情報分析と対策立案を実施**

- ◆必要な対策を抜け・漏れなく、適切なタイミングで実施することができるよう、新たに「災害対応工程管理システム」を導入し、災害対応業務をデジタル技術を用いてフロー図化し、工程を共有するとともに、的確に進捗を管理
- ◆大型モニターや情報端末、SNS情報収集サービスのアカウント追加などの環境整備を行い、災害対策本部における各部隊等との情報共有や連携を推進

### 組織体制の強化

平常時から災害対応に直結する業務に取り組みとともに、災害時には市町や関係機関と連携し、より一層、迅速かつ的確に対応するため、「災害即応・連携課」を新設

#### <知見や教訓の災害対応への活用>

県内外で新たに発生した災害について、専門家の協力を得ながら分析し、得られた知見や教訓を生かした効果的な災害対策活動を実施

- ◆県内外で大規模災害が発生した際に、三重大学と連携し、現地の支援及び調査を行い、得られた知見や教訓を、今後の災害対応に活用

#### <市町の災害対策活動強化の支援>

災害時に第一線で対応を行う市町の支援を強化し、国との連携も図りながら、**県と市町が一体となった災害対策活動を実施**

- ◆市町のマニュアル等の整備や図上訓練の実施について、きめ細かな助言等の支援を実施
- ◆災害時に市町等に派遣する緊急派遣チームの訓練を強化し、市町災害対策本部の運営を的確に支援
- ◆市町や国など関係機関と連携した実践的な防災訓練を実施

### 災害対策本部オペレーション機能の強化

機動的かつ長期間の災害対応を実施できる機能を強化するため、十分な面積を持った災害対策本部オペレーションルーム等の設置に向けた調査を実施

# 地域防災力の向上

防災企画・地域支援課

059-224-2185

地域の防災活動への若い世代の参画を進めるとともに、体験型の防災啓発などにより県民の防災意識を醸成することで、地域防災力の向上に取り組みます。

## 1 (新) 持続可能な社会づくりに向けた若年層の防災意識の向上事業

予算額 8,273千円 ※「みえ防災・減災センター」事業の一部

県内の学生を地域防災の担い手として育成し、育成した学生が若年層の防災意識の向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。

### (1) 「みえ学生防災啓発サポーター」の育成

◆防災講座や訓練体験に参加  
県内の大学等に在籍する学生から公募し、みえ防災・減災センターが開催する講座への参加や、消防学校での訓練体験を通じて、「みえ学生防災啓発サポーター」を育成

### (2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による啓発

◆SNS等を活用した情報発信  
サポーターが地域の防災活動に参加し、その様子をSNS等により発信することで、同じ若い世代が防災に対して興味・関心を持ってもらうためのきっかけを提供

### (3) サポーターの影響を受けた若者による地域の防災活動への参画

◆市町が実施する地域の防災活動を支援  
デジタル防災マップづくり等、高齢者が不得手とする分野の活動等を支援  
◆若い世代同士の連携・交流  
小中高生向け「防災キャンプ」の開催や、学生消防団との交流活動を実施

## 事業の効果

- サポーターが地域の防災活動に取り組み、その様子をSNS等により情報発信することで、若者の防災意識を向上
- 学生が参画し、市町や自主防災組織等と連携して活動することで、地域の防災活動を活性化
- みえ防災・減災センターが学生防災人材の育成や若者同士のネットワーク形成を支援し、若者による持続的な活動を実現
- 卒業後も、防災人材バンク登録や消防団・自主防災組織への加入等を支援することで、若者の防災人材としての定着を促進

## 2 地域防災力向上支援事業

予算額 50,685千円

地震の揺れを再現できる防災啓発車の更新を行い、体験型の防災啓発の機会を確保して、県民の防災意識を高めます。

※ 更新にあたっては、令和3年度に「A 共済連三重様からいただいた寄付金 (20,000千円) を活用させていただきます。



# 消防力の充実・強化

消防学校

059-374-1821

消防学校の教育訓練にDXを活用することで、知識・技術をより効果的、効率的に習得できる環境を整え教育効果を向上させます。災害発生等の緊急時に重要な消防職団員の消防力のさらなる強化を図ります。

## 1 (一部新) 消防職団員教育訓練費

予算額 16,705千円

- 頻発する豪雨災害や大規模地震、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた救急救助など、火災や事故、災害現場が複雑・多様化
- 消防技術の進展
- 火災件数減少による現場経験の不足

激甚化する災害や高度化する消防・救急技術に的確に対応できる消防職団員の育成や資質向上が必要

### DXを活用した専門的・実践的な教育訓練の展開

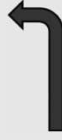
- ◆ 学生に1人1台タブレットを配布し、映像やデータなどデジタル教材で、より高度で理解度の高い教育訓練を実施
- ◆ 教室だけでなく、訓練場などにも無線LAN環境を整備し、各生徒の実技訓練時の映像を活用した指導や即時の振り返りなど、きめ細かでタイムリーな技術指導を実施

#### ① 学校教育効果の向上

様々な災害現場での対処方法をデジタル教材を用いて効果的に学習



紙からデジタルへ



#### ② 実技訓練効果の向上

救助資機材の取扱やホース延長などの実技訓練において、タブレットで撮影した訓練風景を確認し、振り返りを行いながら技術を習熟



#### ③ 専門教育の理解度の向上

救急処置の訓練において傷病者の様々な症状を設定し、処置による状況変化をリアルタイムに確認するなど、救急現場をシミュレーションした訓練を各学生の進捗に合わせて実施



### 3 消防・保安行政の推進について

地域住民の安心・安全を守るため、「消防組織法」等に基づき県内の消防力の充実・強化の推進に努めるとともに、救急救命士の養成等を担っています。また、「高圧ガス保安法」等産業保安関連法に基づく事故防止や保安の確保、「石油コンビナート等災害防止法」等に基づくコンビナート地域の防災体制の確保等、総合的な対策を推進しています。

#### 1 消防の広域化及び連携・協力

##### (1) 概要

平成 30 年 4 月 1 日、消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「消防連携・協力に関する基本指針」が改正され、併せて都道府県の「消防広域化推進計画」の再策定が求められました。

このため、県では、消防の「広域化」と広域化につなげる「連携・協力」にかかる市町村の自主的な取組を進めることを目的に、地域ごとの状況をふまえた今後の取組について各消防本部と議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、消防の広域化及び連携・協力を推進しています。

##### (2) 推進計画に基づく消防の広域化及び連携・協力の推進状況

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、中長期的な広域化を展望しつつ、国が定める推進期限である令和 6 年 4 月 1 日までの県内各地域における取組などを定めており、この推進計画に基づき、消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組んでいます。

##### ①消防の連携・協力の推進

現在、「津市・鈴鹿市・亀山市地域」及び「伊賀市・名張市地域」において、通信指令業務の共同運用に向けた検討が進められており、県も検討の場へオブザーバーとして参加するなど積極的な支援を行うとともに、他の地域においても連携・協力の取組が促進されるよう、適切な情報提供や必要な調整に努めています。

なお、「伊賀市・名張市地域」の連携・協力においては、予防検査・火災原因調査の相互応援等について、令和 4 年 4 月 1 日から運用が開始されています。

##### ②消防の広域化の推進

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化による消防力の維持・強化が有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして、中長期的な広域化を展望しながら、取組を進めています。



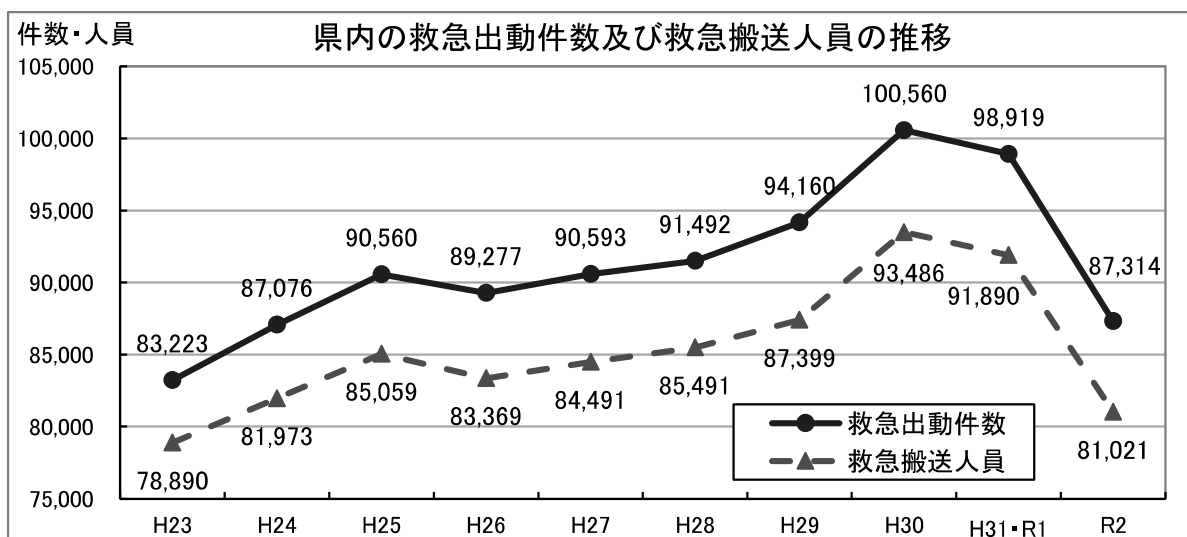
## 2 円滑な救急搬送と救急救命士の養成

### (1) 概要

令和2年の三重県内における救急出動件数は87,314件（対前年比11.7%減）、搬送人員は81,021人（対前年比11.8%減）で、過去最多であった平成30年から大きく減少しています。

この中で、搬送人員の半数以上（令和2年:51.6%（全国:45.6%））が軽症者であることから、各消防本部において救急車の適正利用の啓発を行うとともに、各地域において医療機関と連携し、救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行っています。

また、近年増加している応急処置が必要な急病者や急変のリスクの高い高齢者の搬送に対応するため、県内消防本部の救急救命士の養成や資質の向上に向けた取組も進めています。



※全国（令和2年）救急出動件数対前年比10.6%減、搬送人員対前年比11.4%減

### (2) 令和4年度の取組

救急搬送を担う救急救命士の資質向上を図るため、三重県消防学校と連携した養成講習等を実施するとともに、意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置など具体的なテーマに則したセミナーを実施します。

また、救急救命士養成機関（一般財団法人救急振興財団等）への県内消防職員の派遣について、調整及び支援を行います。



### 3 消防団の充実・強化

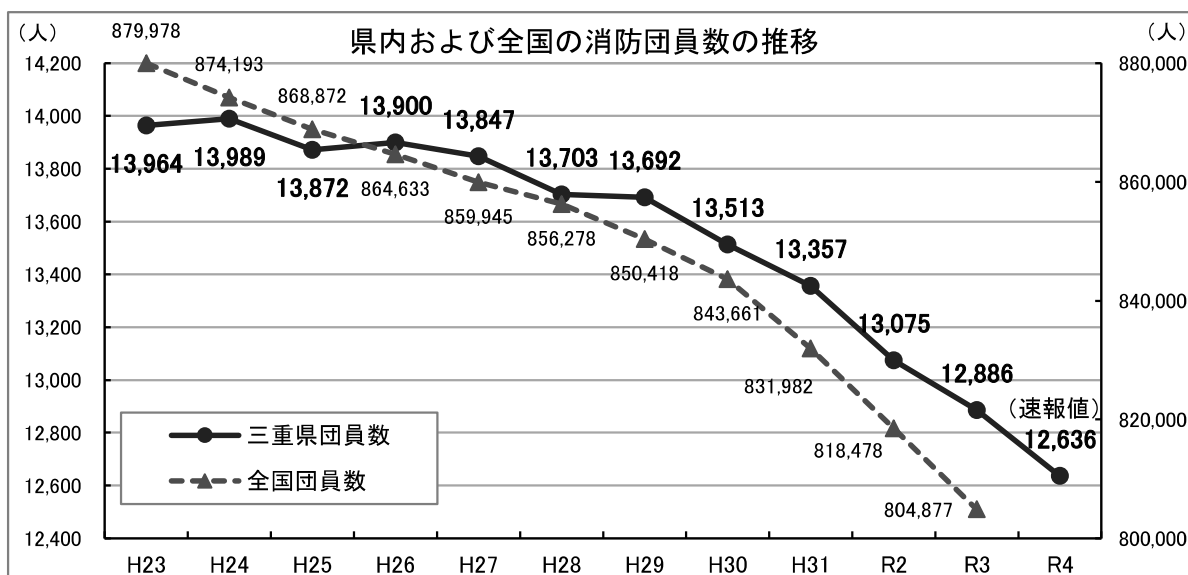
#### (1) 消防団員の現状

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として大きな役割を担っていますが、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇などが課題となっており、本県においても、消防団員数は前年度から250名減少し、12,636名（R4.4.1現在、速報値）となっています。

本県の平成23年から令和3年の10年間の消防団員数の推移を見た場合、全国の減少率（8.5%減）よりは低いものの7.7%（1,078名）減少しています。

また、県内消防団員の平均年齢は43.3歳（全国平均42.5歳）、女性消防団員は522名で全団員に占める割合は4.1%（全国3.4%）となっています（R3.4.1現在）。

このため、消防団を所管する市町や三重県消防協会と連携し、消防団員の確保や資質向上に努めるとともに、令和2年度から実施している消防団充実強化促進事業により市町における機能別団員制度の導入や女性消防団員加入促進の取組等を支援するなど、消防団の充実・強化に向けた取組を進めています。



## (2) 令和4年度の取組

消防団充実強化促進事業を実施するとともに、市町や三重県消防協会との連携を通じて、消防団の活動環境の整備や団員の入団促進に取り組み、消防団の団員確保及び活性化に努めます。

### ①活動環境の整備の取組

市町における学生やOB団員などを対象とした機能別団員制度の導入や女性消防団員の活動環境の整備、地域特性や各消防団の実情に応じた消防団の活性化にかかる取組を支援します。

また、消防団員及びその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店(R4.4.1現在 1,379店舗)」制度の充実や円滑な運営に取り組みます。

### ②入団促進の取組

消防団への理解促進等を目的に、市町及び三重県消防協会と連携し、広報媒体等を活用した啓発や情報発信を行うとともに、若年層等の入団促進を図るため、大学等への啓発資料の配布や地域で防災活動を行う学生防災人材の育成、就職活動時に活用できる「学生消防団活動認証制度」の普及等に取り組みます。

## 4 高圧ガス事業所等の予防・保安対策

高圧ガス、LPガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する立入検査等を行うとともに、危険物取扱者等への講習を実施することにより、事業者の自主保安を推進し、事故の発生防止や適正な産業保安の確保を図ります。

### (1) 立入検査等の実施

#### ①高圧ガス・LPガスにかかる規制

高圧ガス保安法に基づき、保安の確保のため、高圧ガス事業所に対し完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、LPガス販売事業等に対して、保安の確保のため立入検査等を実施しています。

#### ②火薬類にかかる規制

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬類の保安の確保のため、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

#### ③電気工事業

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事の欠陥等による事故の発生や拡大の防止のため、電気工事業の登録及び事業者の事務所等への立入検査等を実施しています。

#### ④危険物取扱者及び消防設備士

消防法に基づき、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止のため、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

## (2) コンプライアンス確保に向けた研修の実施

高圧ガス製造事業者等に対し、事故防止及びコンプライアンスの徹底等を図るための研修会を開催しています。

## (3) 令和4年度の実取組

高圧ガス等を取り扱う事業者に対する立入検査等を実施するとともに、コンプライアンスの徹底など事業者の自主保安を推進する研修会の開催などにより、予防・保安の取組を進めます。

## 5 石油コンビナートの防災対策

高圧ガス保安法など産業保安にかかる各種規制に加え、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート区域においては、災害の発生及び拡大を防止するため、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災体制の確保等総合的な対策を推進しています。

### (1) 概要

石油コンビナート地域は、令和3年度末において全国で33都道府県に79区域（特別防災区域）あり、県内では四日市臨海地区が指定されています。同地区で規制の対象となる事業所は34事業所となっています。

立地する事業所の多くは、操業開始から50年以上経過しており、設備の高経年化による事故のリスクを回避するため、適切な設備の維持管理や従業員への保安教育の実施等が重要となっています。

### (2) 令和4年度の実取組

事故の発生防止に向けて、保安検査などを実施する際に、事業所に対し適切な設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るための研修会などを開催します。

また、石油コンビナートにおける事業所設備や防災資材の備蓄状況等の変更などに伴う、三重県石油コンビナート等防災計画の所要の見直しを行います。

## 4 防災ヘリコプターによる消防防災活動について

本県では、消防審議会が示した「消防ヘリコプターの整備を全国的に推進し、ヘリコプターを活用した航空消防を積極的に展開していくことが、これからの消防にとって重要な課題である」との答申を踏まえ、平成5年4月に防災航空隊を設置し、市町・消防本部の協力を得て、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災防御活動等を実施しています。

平成29年9月には現在運用中のヘリコプターへの機体更新を行い、ヘリコプターで撮影した映像を災害対策本部に送信し迅速な災害対応につなげられるよう装備を充実するなど、本県における航空消防活動体制の強化に努めています。

### 1 防災ヘリコプター「みえ」の概要

#### (1) 機種

レオナルド式AW139型

#### (2) 性能等

- ①最大搭乗者数：14名
- ②機体重量：4.6t
- ③全長／全幅：16.6m／4.2m
- ④最高速度：310km/h（※巡行速度は220～270km/h）
- ⑤主要装備：ホイスト装置、ヘリテレカメラ・電送装置、動態管理システム、機外拡声装置

### 2 運航体制

- ①防災航空隊基地：津市伊勢湾ヘリポート
- ②配備人員：防災対策総務課防災航空班10名（うち9名は市町からの派遣消防職員）
- ③勤務体制：交代勤務による365日勤務
- ④運航形態：委託運航（中日本航空株式会社）、二人操縦士体制
- ⑤運航時間：8時30分～17時15分（日没時刻が17時15分以前の期間は日没）  
※緊急運航の場合は日の出から日没まで

### 3 運航基準

防災ヘリコプターは、消防本部等からの要請を受け、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に緊急運航するほか、災害危険個所の調査や訓練等、必要性に応じ運航することとしています。

また、大規模災害発生時には、消防庁長官の指示を受け、航空消防活動を行う緊急消防援助隊として運航します。

(1) 緊急運航における主な活動内容

- ①陸路搬送の困難な山村・離島からの救急患者の搬送
- ②山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ③地震、台風、豪雨及びガス爆発等の災害の情報収集
- ④林野火災等における空中からの消火活動
- ⑤近隣府県市等との応援協定に基づく救助活動等

(2) 緊急運航の要件

①公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

②緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)

③非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合)

(参考) 緊急運航実績

区分 \ 年度	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
	出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数	
		うち県外			うち県外			うち県外			うち県外	
救 急	31	4	7	28	5	12	29	10	11	31	2	8
山 岳	36			30			35			36		
水 難	5	5	8	5	6	19	3	12	13	5	3	11
その他	2			1			0			1		
消 火	0	0	0	2	0	1	1	0	3	4	1	0
災害対策	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
小 計	71	9	15	68	11	32	68	22	27	78	6	19

4 令和 4 年度の取組

総務省消防庁の定める「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に基づき、本年 4 月 1 日から二人操縦士体制による防災ヘリコプターの運航を開始しました。

今後も消防防災活動の場において、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に活用できるよう、引き続き、緊急運航を要請する消防本部等とも緊密に連携し取組を進めてまいります。

## 5 防災・減災対策の基本的な考え方について

三重県では、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」をはじめ、「三重県防災対策推進条例」や条例に基づく事業計画として策定した「三重県防災・減災対策行動計画」等により、防災・減災対策を推進しています。また、条例に規定した職員の人材育成を図るため、「三重県職員防災人材育成指針」による取組を進めています。

### 1 三重県防災対策推進条例（平成21年3月施行・令和2年3月改正）

#### （1）目的

地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、防災対策は特別な活動ではなく日々の生活と一体のものであるとする「防災の日常化」の考え方に基づき、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、防災対策を推進することを目的としています。

#### （2）条例の概要

計画的な防災対策を実施するための事業計画を策定することをはじめ、災害予防対策（防災人材の育成、BCPの整備、地区防災計画の普及等）や、災害応急対策（災害発生時における避難行動、情報連絡体制、避難所の確保等）などにおける各主体の責務や役割を規定しています。

### 2 三重県防災・減災対策行動計画（平成30年3月策定）

#### （1）目的

総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示し、「自助」「共助」「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めることを目的としています。

#### （2）対策の構成（施策体系）

「三重県地域防災計画」と構成をあわせる形で、講じるべき対策を時間軸の観点から「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の3つに大きく区分し、それぞれにおいて推進すべき施策や行動項目を整理しています。

#### （3）計画期間

5年間（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）

#### (4) 重点的取組

行動計画では、これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、7つの重点的取組を定め、特に注力して取組を進めています。

##### 【重点的取組】

- 1 県民の防災活動をさらに促進する。
- 2 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める。
- 3 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める。
- 4 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める。
- 5 県・市町の災害対策活動をさらに強化する。
- 6 様々な主体による防災力をさらに向上する。
- 7 災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める。

#### (5) 進行管理

各部局が目標を定めて実施する行動項目について進行管理を行い、毎年度実績レポートを取りまとめて公表（6月）しています。

#### (6) 令和4年度の取組

今年度は「三重県防災・減災対策行動計画」の最終年度となることから、引き続き、各行動項目の目標達成に向けて取組を進めるとともに、これまでの取組等の検証を行い、次期計画の策定に取り組みます。

### 3 三重県職員防災人材育成指針（令和2年3月策定）

#### (1) 概要

災害発生時等に職員が防災対策において責務を最大限に果たすため、三重県防災対策推進条例に基づき、中長期的な人材育成を図ることを目的として策定しました。目指すべき職員像や行動原則などを明確化するとともに、指針をふまえた「三重県職員防災人材育成計画」を毎年度策定し、計画的な人材育成を実施しています。

##### 【目指すべき職員像】 県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる職員

### 【職員の行動原則】

- 1 被災地から学び備える
- 2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
- 3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
- 4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する
- 5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一步先を見据える

### (2) 令和4年度の取組

「令和4年度三重県職員防災人材育成計画」に基づき、職員がその役割・階層に応じて必要となる能力を高めていけるよう、年間を通じて研修等を実施します。

具体的には、災害対策本部の配備要員を対象とした研修・訓練や、大雨などの警戒体制において防災対策部以外の職員も災害対策本部に参画するOJT、人事課と連携して職制別に実施する防災研修や所属ごとに実施する意識向上研修を行います。

また、令和2年度に作成した防災に関する標準教材や令和3年度に作成した実際の災害対応を経験した職員の体験談を生かした教材（災害エスノグラフィー）も活用しながら研修内容の充実を図るとともに、職員意識調査により研修効果や課題を把握し、翌年度以降の取組につなげていきます。



## 6 地域防災力の強化について

南海トラフ地震等の大規模災害や激甚化する風水害に備えるため、県民の皆さんの防災意識の向上を図るとともに、すべての避難を必要とする人が適切に避難できるよう、日ごろから災害への備えを進め、地域防災力を強化していくことが求められます。

本県では、三重大学と共同で設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」による各種事業をはじめ、地域減災力強化推進補助金による市町の実施支援、防災技術指導員による地域支援、「みえの防災大賞」による顕彰などにより、地域防災力の強化に取り組んでいます。

### 1 みえ防災・減災センターの取組

みえ防災・減災センターでは、防災に関する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、防災・減災にかかるハブ機能、シンクタンク機能を活用した市町・地域の支援に取り組んでいます。

#### (1) 人材育成・活用事業

地域防災力の向上を牽引する人材となる「みえ防災コーディネーター」などの人材育成と、育成した人材を登録し地域からの要請に応じて人材紹介を行い、防災活動を支援する「みえ防災人材バンク」制度を運用しています。

##### 【主な事業】

- ・みえ防災コーディネーター育成講座、みえ防災塾
- ・市町等行政職員を対象とした防災研修
- ・自主防災組織リーダー研修 など

#### (2) 地域・企業支援事業

地域や企業等の防災・減災対策推進に関する相談窓口をセンター内に設置するとともに、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を実施しています。

##### 【主な事業】

- ・地区防災計画作成の促進（「Myまっぷラン+（プラス）」等による事業展開）
- ・防災人材バンク登録者等を活用した地域の防災活動の支援
- ・相談窓口の運用
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営（全体会、企業等防災研修）
- ・地域防災研究会の開催 など

### (3) 情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上に活用できる啓発コンテンツを整備するとともに、防災啓発事業を実施しています。

#### 【主な事業】

- ・みえ防災・減災アーカイブ (<http://midori.midimic.jp/>) の運用・拡充
- ・地域に設置されている地震・津波碑や被災写真等のデータの収集
- ・みえ風水害対策の日シンポジウムの開催（9月）
- ・みえ地震・津波対策の日シンポジウムの開催（1月） など

### (4) 調査・研究事業

行政と大学が連携するセンターの機能を活用し、防災・減災に関する実践的なテーマを選定のうえ、行政職員と大学教員が一体となって調査・研究を実施しています。

#### 【令和4年度調査研究テーマ】

（南海トラフ地震に関する調査研究）

- ・津波等の影響による既存建物の性能評価に関する研究

（風水害に関する調査研究）

- ・気象災害・水災害を対象とした避難判断のための情報収集の高度化に関する研究

（防災・減災一般に関する調査研究）

- ・災害時における避難行動要支援者（特に在留外国人）に関する地域防災上の課題と有効な対応策に関する研究

## 2 持続可能な社会づくりに向けた若年層の防災意識の向上事業

地域の防災活動の担い手である自主防災組織では、構成員の高齢化により持続的な組織運営に支障が生じています。また、防災に関する県民意識調査によると地域の防災活動に参加する若者の割合が他の世代に比べて低く、こうした中で若者が次代を担う防災人材として地域の防災活動に参画し活躍することが求められています。

このため、令和4年度は、県内の学生等を地域防災の担い手として育成し、育成した学生が他の若者を巻き込んで活動の輪を広げることで、より多くの若者の防災意識醸成に取り組みます。さらに、市町と連携して、これらの若者が消防団や自主防災組織等の地域の防災組織に参画するようつなげていきます。

### 3 「新しい生活様式」に対応した避難所アセスメント事業

県では「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定して市町の実情に応じた避難所の円滑な運営を支援しており、令和2年度には、コロナ禍においても災害時に地域住民の方々が躊躇することなく安心して避難所に避難できるよう、同指針に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込むなどの改訂を行いました。

令和3年度は、避難所の収容スペースや運営方法、使用する資機材等について、感染症対策が適切に行われているかなどの観点から有識者が評価を行う「避難所アセスメント事業」を実施しました。具体的には、すべての市町で選定した指定避難所について調査票による書面調査や避難所運営マニュアル等の点検を行うとともに、その結果もふまえ県内5市町の避難所運営訓練に参加し、避難所運営マニュアル等で定められている内容が実際に機能しているかの確認を行いました。

令和4年度は、引き続き市町の避難所運営訓練の場においてマニュアル等の実効性について調査を行うとともに、令和3年度の調査で洗い出された課題とその解決策を自主防災組織や市町等と共有することで、「新しい生活様式」に対応した避難所運営の定着を図っていきます。

### 4 社会福祉施設における実効性のある避難対策の推進

令和2年7月豪雨では、熊本県において「避難確保計画」の策定や避難訓練を実施していた高齢者福祉施設が浸水被害を受け、入所者が犠牲となる事案が発生しました。

この事案を受け、要配慮者利用施設における避難対策を実効性のあるものとし、県内施設において同様の被害が発生することを防止するため、令和3年度から災害危険度の高い地域等に立地する要配慮者利用施設を対象として、避難確保計画の有効性について調査・検証を行う「風水害避難対策強化事業」を実施しています。

令和3年度は、災害の種類や利用者の特性を考慮し、災害のおそれのある地区に立地する4施設をモデル施設として選定し、避難対策上の課題の洗い出しや解決方法を、有識者、施設職員、県・市町の職員、地域の代表者等と検討して、その結果に基づき施設が見直しを行った避難計画の実効性を検証する避難訓練を実施しました。

令和4年度においても、より多くの社会福祉施設の参考にできるよう、新たなモデル施設を選定のうえ本事業を実施し、得られた課題や改善点を他の社会福祉施設や市町、地域等と会議や研修会の場を通じて共有することにより、実効性のある避難対策につなげていきます。

## 5 地域減災力強化推進補助金による市町の取組支援

「三重県防災・減災対策行動計画」において一層の進捗を図る必要がある「住民の耐震対策と避難行動」、「自主防災組織と消防団との連携」、「多様性に配慮した避難所運営」、「受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための復興事前対策」に取り組む市町に対し支援を行うことで、住民を風水害から守る共助の推進や南海トラフ地震対策等の充実・強化を図ります。

なお、市町の要望を反映するため、支援メニューについて市町にヒアリングを行いながら毎年度見直しを実施しています。

【補助率】 1 / 2

【補助限度額】 1 事業計画あたり 3,000～5,000 千円

【補助区分】

(風水害対策の緊急促進)

頻発する風水害に対し、住民の適切な避難行動につなげ、命を守る取組を緊急的に支援（洪水等ハザードマップ作成、河川水位監視カメラ整備など）

(南海トラフ地震対策等の充実・強化)

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震対策等の充実・強化のため、住民の耐震対策や避難、受援、復興に関する取組を支援（津波避難計画等の策定、啓発パンフレットの作成など）

(避難所における感染対策の強化)

新型コロナウイルス感染防止のため、補助金の対象項目として令和2年度にマスク・消毒液等の消耗品の購入を、令和3年度に換気や空調用設備の整備を追加することで、避難所での感染対策の取組を支援（避難所で使用する簡易ベッド等資機材、換気・空調機器及び発電機、分散避難用トイレの購入など）

## 6 防災意識の醸成

防災技術指導員による地域の防災活動の支援、「みえの防災大賞」による自主防災組織の顕彰などにより、防災意識の醸成のための取組を進めています。

また、防災啓発車（地震体験車3台）を活用し、学校、自主防災組織や自治会、企業等の防災活動において、地震の模擬体験を通じた啓発を実施しています。

なお、令和4年度は、老朽化した地震体験車1台の更新を行います。

## 7 災害対策活動体制の充実・強化について

大規模地震や風水害等に備えて、県や市町等において、防災訓練の実施や三重県版タイムラインの運用、受援体制の整備のほか、市町の各種マニュアル作成に対する支援等により、公助の基盤となる県・市町等における活動体制の充実・強化に努めています。

### 1 災害即応力の向上

災害時に国や市町、防災関係機関と連携し、より一層、迅速かつ的確に対応するため、令和4年度に災害即応・連携課を新設しました。

災害即応・連携課では、南海トラフ地震や、頻発化・激甚化している風水害、大規模事故等、県民の生命や財産に係る危機事案発生時の初動段階から高い専門性をもって迅速かつ的確に対応するため、平時から情報収集能力や分析対策能力の向上、オペレーション機能の強化、大規模訓練の実施など国や市町、防災関係機関と連携した訓練の充実等に取り組むとともに、災害時に第一線で対応する市町の災害対策活動強化の支援に取り組みます。

具体的な取組内容は、次のとおりです。

#### (1) 実践的な訓練の実施

過去の災害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することで、県民の防災活動に関する意識醸成を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応ができる体制整備に取り組んでいます。

防災訓練の実施にあたっては、南海トラフ地震や大規模な風水害で県内全域に大きな被害が発生することも想定し、国、市町、防災関係機関等と連携した実動訓練および県災害対策本部や県地方災害対策部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な対応力の向上を図ります。

##### ①実動訓練

国や市町、防災関係機関との連携強化や地域・住民の災害対応力向上を図ることを目的として毎年度実動訓練を実施します。

このうち今年度の三重県総合防災訓練は、令和4年10月23日（日）に、尾鷲市をメイン会場、紀北町、大紀町、南伊勢町をサブ会場として、南海トラフ地震を想定して実施する予定です。

##### ②図上訓練

災害対策本部における組織と個人の災害対応力向上を図るとともに、国や市町、防災関係機関との連携強化を目的として、総合図上訓練（第1回9月1日（木）、第2回1月27日（金）を予定）を実施します。総合図上訓練についても、南海トラフ地震を想定した訓練とし、方式は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、講堂だけでなく行政棟各フロアも活用した分散型災害対策本部として訓練を実施します。災害対策本部の各部隊や、各地方災害対策部においても、災害時の活動内容の習熟や、対応力向上のための図上訓練等を実施します。

### ③他府県等と連携した訓練

災害応援協定等に基づき、他府県等との連携強化のための訓練を実施します。

- ・緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練（開催地：愛知県）
- ・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（開催地：滋賀県）
- ・中部緊急災害現地対策本部訓練
- ・中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域防災訓練
- ・中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練
- ・自衛隊防災訓練（南海レスキュー03）
- ・関西広域応援訓練（図上訓練）

### （2）市町の災害対策活動強化支援

災害時に第一線で災害対応を行う市町災害対策本部の対応力を強化するため、市町のマニュアル等の整備や対応力を検証するための訓練の実施について、計画策定や訓練実施等の現状の確認、訓練企画、訓練実施、検証・計画の見直しのサイクルを通じて、きめ細かな助言、支援等を行います。

### （3）情報収集体制強化

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土砂災害においても、被害情報の収集にドローンが活用され、消防庁でも導入が進められるなど、災害時におけるドローンを使った情報収集の有益性が認められつつあることを踏まえ、本県においても災害時にドローンを活用した円滑な被害情報の収集を行うことができるよう、ドローンを配備し、訓練や講習会を通じドローンを活用できる人材を育成します。

### （4）災害対策本部オペレーション機能の強化

災害対策本部の活動拠点となる災害対策本部室（防災センター等）について、より機動的かつ長期間の災害対応を実施できるよう機能を強化するため、十分な面積を持った災害対策オペレーションルーム等の設置に向けた調査を行います。

## 2 市町と連携したタイムラインの運用

県では、発災前から予測できる風水害に対する事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」時系列で整理することにより、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じることを目的として、平成30年度から、台風の接近等が予想される場合に、「三重県版タイムライン」を本格運用しています。

また、県と市町とが連携した一体的な災害対応を実現するため、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、県内市町にタイムライン策定の働きかけを行い、令和2年度末までに全市町においてタイムラインが策定されました。令和3年度は、台風の接近等が予想される場合に、市町と連携して一体的な災害対応を進め、出水期終了後には市町と検証を行い、令和4年3月に三重県版タイムラインを修正しました。

令和4年度も引き続き、タイムラインの実効性の向上に取り組んでいきます。

### 3 大規模災害時における受援対策

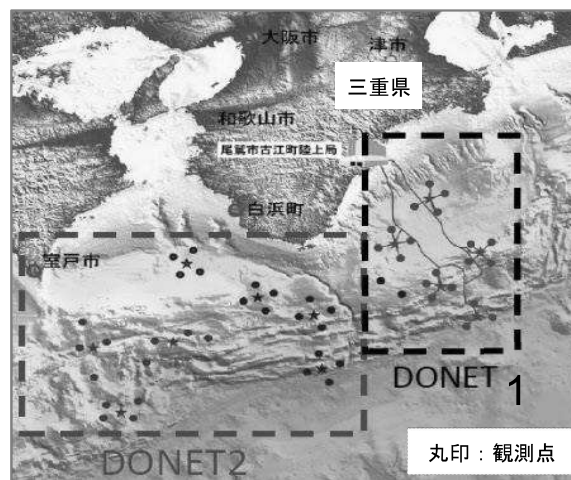
南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際、被災者支援を効果的に行うためには、国や他県等からの応援活動を受けて、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要となることから、本県では、平成30年3月に「三重県広域受援計画」を策定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練や図上訓練等を通じて、同計画の実効性を高めるための取組を行うとともに、平成31年3月に作成した「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、県内市町における受援体制づくりをより一層進めていただくよう、市町に計画策定の働きかけを行っています。

市町向けの研修会を開催するなどして、令和3年度までに22市町において受援計画が策定されたところであり、令和4年度は、引き続き、市町との意見交換などを通じて、計画策定支援を行っていきます。

### 4 DONETを活用した津波予測・伝達システムの運用

DONET (Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis) は、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する「地震・津波観測監視システム」のことで、南海トラフ地震の震源域周辺に強震計や水圧計からなる観測装置を設置し、地震や津波の発生を常時監視しています。

県では、このDONETの観測情報を活用し、津波の到達時間や高さ、浸水区域等を即時に予測してモニター等に表示するとともに津波の発生をエリアメールで地域住民に伝える「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を整備し、市町が地元の災害対応に活用できるよう、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）へ予測情報の提供を行っています。現在、さらに伊勢湾岸地域の10市町にも予測情報を提供できるよう、気象業務法に基づく津波予報業務の認可取得に向けた手続きを進めています。



DONET による海底観測網

## 5 海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策

県北部の海拔ゼロメートル地帯は、伊勢湾台風級の台風の襲来や、大規模な地震が発生した場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されています。

こうした中、桑員2市2町（桑名市・木曾岬町・いなべ市・東員町）では、桑名地域防災総合事務所とともに構成する「桑員地域防災対策会議」で、当該地域の住民が自治体の枠を越えて円滑に避難する場合の、海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の検討を行い、令和2年度には、当該地域における広域避難を円滑に実施するための「桑員地域広域避難タイムライン」を策定し、令和3年度には、タイムラインに基づいた図上訓練を実施しました。

また、三四地区1市3町（四日市市・川越町・朝日町・菰野町）においても、令和2年度に「三四地区1市3町の広域避難に関する会議」を設置し、広域避難を行う避難者の受入可能な避難所の確保や移動手段等について意見交換を行うなど、広域避難に係る協定締結に向けた検討を進めています。

令和4年度は、引き続き、これらの会議において検証や検討を行い、海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進に取り組んでいきます。

## 6 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応

令和元年5月に、中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正され、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

臨時情報発表時に県民の方々に適切な行動をとっていただけるよう、新聞・ラジオ等の媒体やシンポジウム開催を通じた普及啓発を行い、企業等に対しては「みえ企業等防災ネットワーク」等を通じて、臨時情報発表時の従業員の安全確保など、企業がとるべき対応について周知を行っています。

臨時情報の運用開始に伴い、三重県では、令和2年3月に臨時情報に係る防災対応について「三重県地域防災計画」に追記し、県内市町でも、令和3年度末時点で、25市町において「市町地域防災計画」の修正が完了しました。また、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に県有施設が円滑に避難所等として活用できるよう、令和4年3月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の県有施設の対応方針」を策定しました。

令和4年度は、臨時情報に関して、県民や企業への継続的な周知啓発はもとより、「市町地域防災計画」の修正について市町に必要な助言を行うとともに、県有施設の具体的な活用について、市町のニーズを把握しながら、調整を進めていきます。



## 7 AI 技術を活用した避難対策

発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報を、SNSとAIを活用しリアルタイムに収集するシステムにより、災害対策活動のさらなる強化に取り組んでいきます。

### (1) AI を活用した災害情報のマッピングによる可視化

平成30年7月豪雨に関する岡山県の検証では、消防本部に寄せられた「越水」などの現場からの情報が県に伝わらなかった事例があり、こうした重要な情報を県が迅速に収集し、住民に伝えることができているれば避難行動につなげられていたとの指摘がなされています。

このような教訓を踏まえ、市町職員や消防団員等が現場で入手した情報を県災害対策本部のシステムに送信すると、AIが災害種別を分類し地図上にマッピングするシステムを令和2年9月に導入し、令和3年度からは県内29市町で運用できる体制を整備しています。

令和4年度は、市町の理解を得ながら、県内市町におけるマッピングシステムの運用を推進し、県や市町の災害対策活動のさらなる強化を図り、市町に対し円滑な避難行動を促すための情報提供を行います。

### (2) SNS 情報収集サービス（スペクティ）の活用

災害等の情報を早期に幅広く把握できるようSNSに投稿された情報からAIが「どこで」、「何が発生しているか」を特定して、リアルタイムに災害情報を配信するサービス（スペクティ）を令和3年6月に導入し、被害の把握に取り組み、県における災害対策活動の初動の迅速化や、県民の皆さんへのきめ細かな情報提供等に活用しています。

令和4年度は、アカウント数を増設して配信サービス（スペクティ）の充実を図り、引き続き、情報提供に活用することで、県民の適切な避難行動を促進していきます。

## 8 迅速な対応に向けた防災情報の共有化について

災害発生時に迅速な災害対策活動が実施できるよう、「防災情報プラットフォーム」を用いて防災関係機関との情報共有を行うとともに、県民の皆さんへ防災情報の提供を行っています。

また、災害等の非常時に、NTT等の一般の回線が途絶えた際も通信を確保できるよう、「防災通信ネットワーク」を構築し、気象に関する情報や防災情報を関係機関に伝達しています。

さらに、県内各地に震度計を配備した「震度情報システム」により、震度情報の収集を行っています。

### 1 防災情報プラットフォーム

#### (1) 概要

県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、共有・提供する仕組みである防災情報プラットフォームは、防災みえ.jp ホームページ、メール等配信システム、防災情報システムで構成されています。

##### ①防災みえ.jp ホームページ

県が収集した気象に関する情報や地震・津波情報、ライフライン情報等の防災情報を県民等に提供しており、文字による情報に加え、避難所開設・閉鎖情報、避難情報（避難指示等）については、地図を活用した情報提供も行っています。

##### ②メール等配信サービス

登録者にメール、SNS（Twitter および LINE）によって、気象に関する情報や地震・津波情報等の提供を行っています。

また、令和2年4月からは、三重県とヤフー株式会社が締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、Yahoo!防災速報での防災情報等の配信を行っています。

##### 【令和4年4月30日時点の各登録者数】

・メール配信	41,012 人
・Twitter	3,953 人
・LINE	19,143 人
・Yahoo!防災速報	約 40 万人（令和3年12月末時点）

##### ③防災情報システム

県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、災害対策活動に活用するとともに、関係機関で情報共有するためのシステムです。

なお、収集した情報はLアラート（災害情報共有システム（総務省所管））を通じて報道機関へ配信され、県民の皆さんへはテレビやラジオを通じて情報提供されます。

## (2) 令和4年度の取組

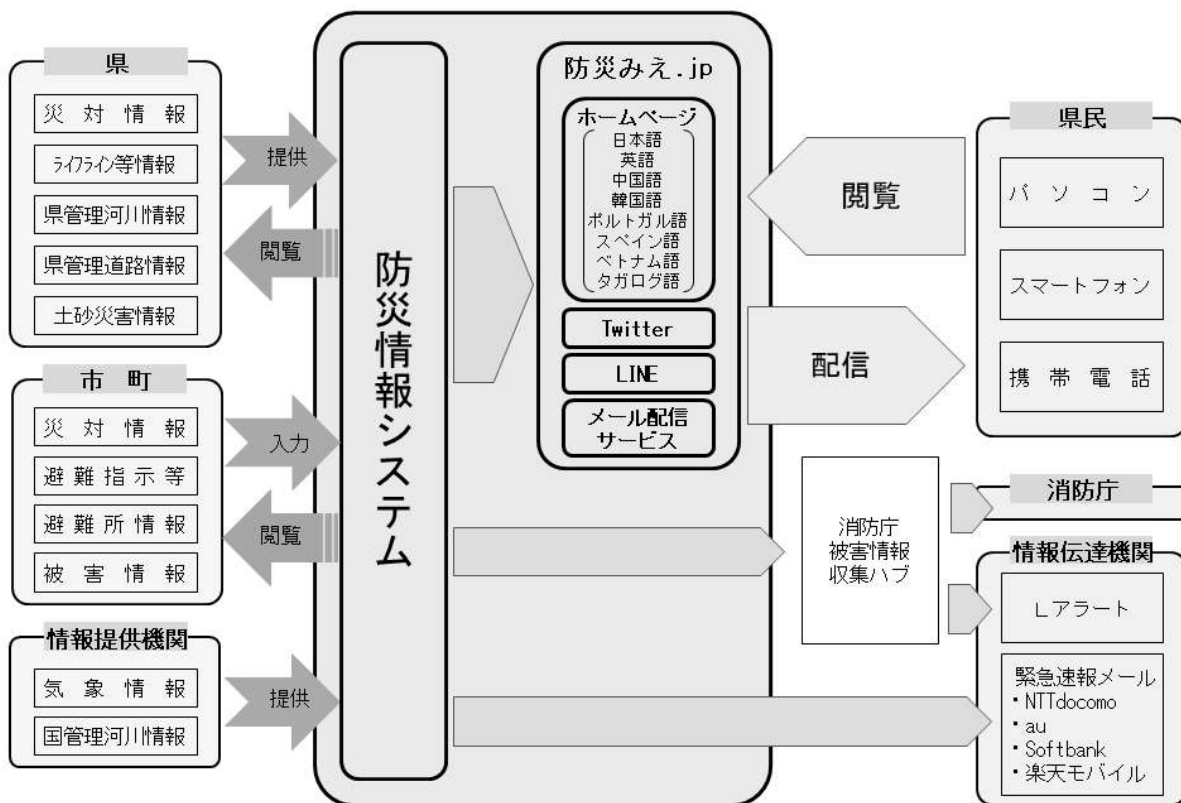
引き続き、防災みえ.jpのホームページやメール、Twitter、LINEを活用して、県民の皆さんにわかりやすい表現で適切に防災情報を提供していきます。

なお、より使いやすくなるよう継続的に改善を行うこととしており、メールについては、これまでの配信内容に竜巻注意情報、避難所開設・閉鎖情報及び避難情報（避難指示等）を新しく追加しました。

ホームページについては、日本語以外の対応として、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のページに加え、新たにベトナム語、タガログ語のページを作成します。

また、防災情報システムと消防庁被害情報収集・共有システムとを連携し、災害発生時に迅速に情報共有します。

## 防災情報プラットフォームの概要



## 2 防災通信ネットワーク

### (1) 概要

防災通信ネットワークは、地上系及び衛星系防災行政無線ならびに有線系通信設備で構成され、災害等の非常時に、一般の回線が途絶えたときの防災関係機関相互の通信を確保するため、県庁舎、市町及び消防本部庁舎、警察署、災害拠点病院、国関係機関等に設置しています。

#### ①設置状況

設置場所(機関名)	設置機関数	設置箇所数		
		地上系	衛星系	有線系
県庁舎等	13	13	10	13
中継所	—	23	—	—
端末局	119	135	52	75
市 町	29	46 <sup>※1</sup>	29	45 <sup>※1</sup>
消防本部	15	15	15	16 <sup>※2</sup>
警察署関係	19	19	1	0
医療関係	21 <sup>※3</sup>	21 <sup>※3</sup>	4	0
報道関係	3	3	0	0
県地域機関、県関係	19	19	0	12
国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0
合計	132	171	62	88

- ※1 市町の地上系および有線系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため
- ※2 消防本部の有線系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、消防本部から離れた消防指令センターにも設置している所があるため
- ※3 令和4年度に、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センターの3箇所（平成29年以降、災害拠点病院に指定）に地上系が追加され、21箇所となる予定

## ②各設備の特徴

### ア 地上系防災行政無線設備

山上等に設置した中継局を介して、防災関係機関に設置した固定局および車等に設置した移動局が相互に音声通信を行う無線通信設備です。

### イ 衛星系防災行政無線設備

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関に設置した固定局や可搬型の無線設備が相互に音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できます。

### ウ 有線系通信設備

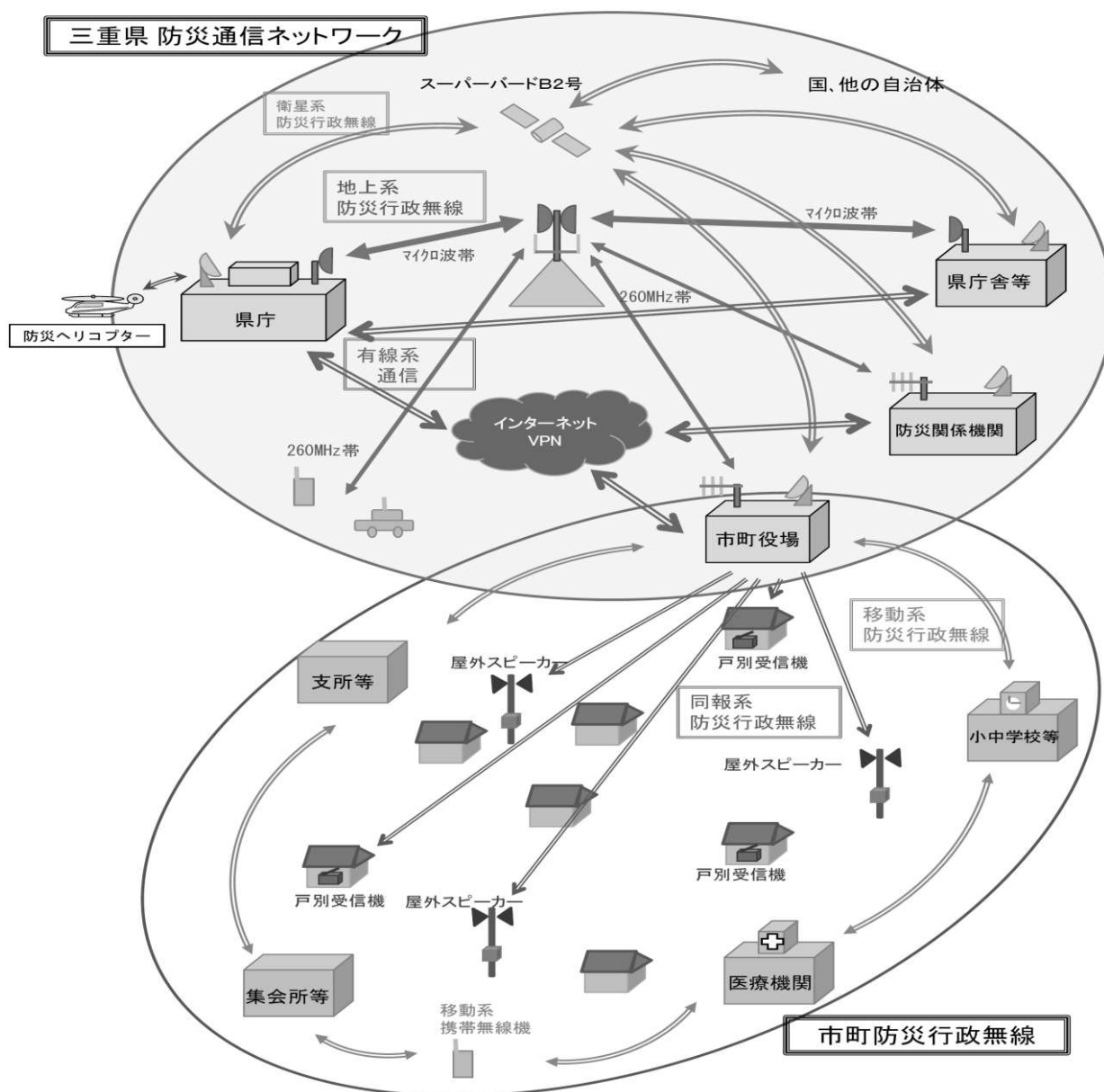
インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

## (2)令和4年度の取組

地上系防災行政無線設備および有線系通信設備は、機器の老朽化や電波関係法令の改正に対応するため、令和元年度から設備の更新を行っており、今年度、病院関係施設等に係る更新工事を実施し、全ての設備更新が完了する予定です。

衛星系防災行政無線設備については、令和7年度に通信方式が変更されるため、更新工事を今年度から令和7年度にかけて行うこととしており、今年度は、詳細設計業務を実施します。

## 「三重県 防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



### (参考) 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

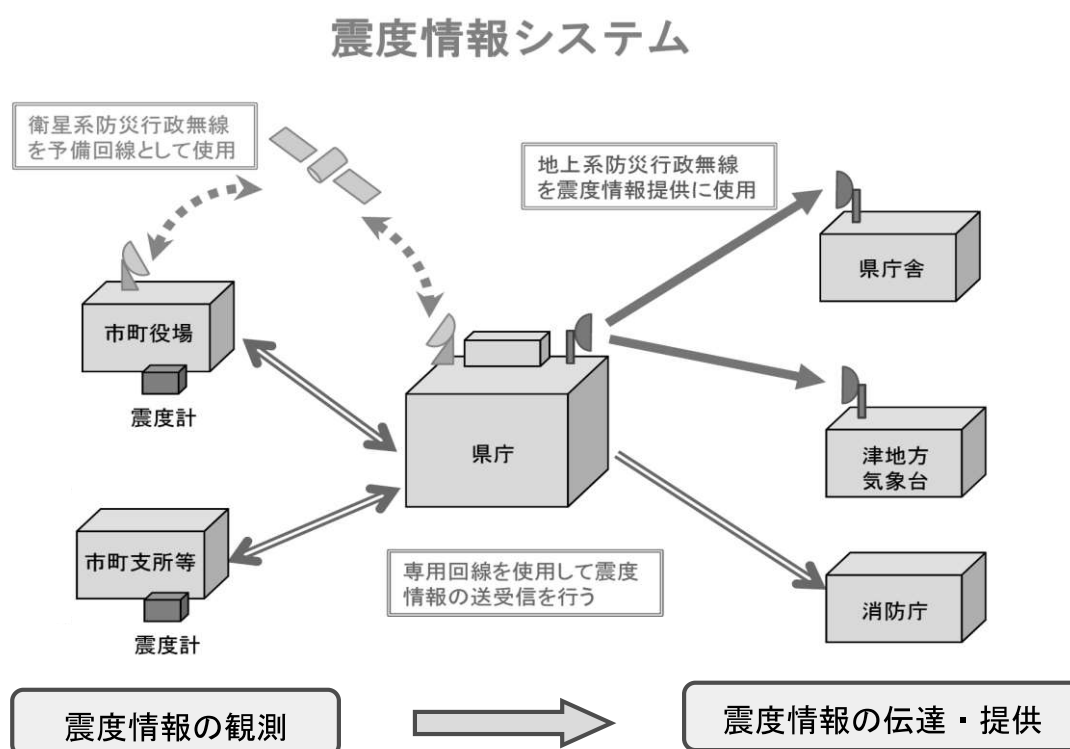
### 3 震度情報システム

#### (1) 概要

震度情報システムは、県内の市町および支所等の 69 箇所に設置した震度計で震度情報を収集するもので、その情報は災害対策本部における被害状況の推定および初動対応の検討等に活用するとともに、気象庁および消防庁にも提供しています。

#### (2) 令和 4 年度の取組

地震発生時に迅速な初動対応が行えるよう、引き続き適切に維持管理を行います。



(参考) 気象庁、消防庁に送信される震度情報について

気象庁では、気象庁が設置している震度計、全国の都道府県が設置している震度計および国立研究開発法人 防災科学技術研究所が設置している震度計による震度情報を集計し、データの検証を行ったうえで、一般に公表しています。

また、消防庁では、全国の都道府県が設置している震度計による震度情報を集計し、被害状況の推定および初動対応の検討に使用しています。

## 9 危機管理の推進について

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や、県民の信頼を損なう事態を「危機」ととらえ、危機管理に係る全庁的な企画及び総合調整を行うとともに、部局等の危機管理に対する支援、調整等に取り組んでいます。

### 1 三重県危機管理方針等

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」および「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

#### (1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

#### (2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

#### (3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

### 2 危機管理体制

危機管理に関して全庁を統括し、危機発生時における各部局横断の指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置するとともに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、危機管理責任者会議等の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

また、所管区域内の危機管理を統括する「危機管理地域統括監」を各地域防災総合事務所（地域活性化局）に設置し、地域における危機管理体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じ危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

これまでに経験がない危機が発生した場合には、的確に情報を把握するとともに、迅速な初動対応をはじめ、全庁的な総合調整を行います。



### 3 危機管理に係る取組

#### (1) 主な取組

##### ①危機情報及びリスク情報の早期把握と対応

危機情報及びリスク情報を速やかに把握するとともに、各部局等が行う対応への支援や調整等を行っています。

##### ②発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システムの要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じることとしています。

##### ③他所で発生した危機事例等の活用

他所で発生した危機事例等を職員向けの庁内ホームページや庁内メールを活用し、全庁に共有することにより、危機発生の未然防止を図っています。

##### ④危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

##### ⑤研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施

イ 課長等（本庁の課長および地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

#### (2) 令和4年度の取組

各部局等の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。また、引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

### 4 内部統制制度

地方自治法の改正により、都道府県及び指定都市に内部統制制度の導入が義務付けられたことを受け、本県においても、業務を適正かつ効果的に行うための仕組みとして、令和2年度から内部統制制度の運用を開始しています。

本県の内部統制体制については、総務部が内部統制体制の整備及び運用を推進する役割を担い、防災対策部は、各部における内部統制の整備及び運用状況について評価を行い、内部統制報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会へ提出、公表する役割を担っています。

## 10 国民保護の推進について

武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするための措置を的確かつ迅速に実施するため、「三重県国民保護計画」に基づき、県や市町等の有事への対処能力向上等を目的とした訓練の実施や避難施設の指定等の取組を進めています。

### 1 国における関係法令等の整備

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

### 2 県における国民保護計画の作成

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行っています。(直近では、平成 29 年 12 月に国基本指針が新たに変更されたこと等をふまえ、平成 30 年 4 月に県国民保護計画を変更しました。)

### 3 県における国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。昨年度は国、市町等との共同による検討会方式の訓練を 7 月に実施し、具体的な想定に基づき、テロ等が発生した際に実施すべき事項や講じるべき措置について検討を行いました。

令和 4 年度は、国、市町、関係機関との共同図上訓練の実施を予定しています。

#### 【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30 年度
- ・検討会方式の訓練(国共同)：令和元年度、3 年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・弾道ミサイルを想定した住民避難訓練：平成 29 年度

#### 4 <sup>ジェイ・アラート</sup> J-A L E R T \*の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である Jアラートが県内すべての市町に整備されています。

今年度は、全国一斉情報伝達試験が4回（令和4年5月、8月、11月、令和5年2月）実施されるため、これらの試験を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合には、Jアラート作動と同時に、知事を本部長とする「三重県危機対策本部」を設置し、初動対応にあたることとしています。

##### \*J-A L E R T（全国瞬時警報システム）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

#### 5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、市町と連携し、避難施設の指定を行ってきたところです。

引き続き、より多くの避難施設を指定するよう取組を進めます。

##### 【避難施設の指定状況】

令和3年4月1日現在：施設数 1,935 施設